

令和元年度 第1回横浜市精神保健福祉審議会

令和元年9月6日(金)
午後3時00分～午後5時00分(予定)
中区役所7階703・704会議室

《次 第》

1 開会

2 健康福祉局障害福祉部長挨拶

3 報告

- (1) 第4期横浜市障害者プランの策定について(資料1)
- (2) 令和元年度 精神障害者生活支援センター機能標準化モデル事業について(資料2)
- (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて(資料3)
- (4) 横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業の開始について(資料4)
- (5) 精神障害者手帳の郵送申請開始について(資料5)
- (6) 障害者手帳のカード化について(資料6)
- (7) 横浜市立大学附属市民総合医療センターからの指定病院の指定を維持した上での病床削減の申し出について(資料7)
- (8) 精神保健福祉対策事業について(資料8)

4 その他

【配付資料】

- ・資料1 第4期横浜市障害者プランの策定について
- ・資料2 令和元年度 精神障害者生活支援センター機能標準化モデル事業について
- ・資料3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて
- ・資料4 横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業の開始について
- ・資料5 精神障害者手帳の郵送申請開始について
- ・資料6 障害者手帳のカード化について
- ・資料7 横浜市立大学附属市民総合医療センターからの指定病院の指定を維持した上での病床削減の申し出について
- ・資料8 精神保健福祉対策事業について
- ・資料9 横浜市精神保健福祉審議会条例
- ・資料10 横浜市精神保健福祉審議会運営要綱

令和元年度 横浜市精神保健福祉審議会委員名簿 (五十音順)

委員氏名	職名
天 貝 徹	横浜市医師会 常任理事 あまがいメンタルクリニック 院長
池 田 陽 子	神奈川県精神保健福祉士協会 会長
石 井 一 彦	神奈川県精神科病院協会 理事 大和病院 院長
石 渡 和 実	東洋英和女学院大学 人間科学部保育子ども学科 教授
伊 東 秀 幸	田園調布学園大学 副学長
大 滝 紀 宏	神奈川県精神科病院協会 理事 湘南病院 院長
大 友 勝	横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表
大 貫 義 幸	横浜市社会福祉協議会 事務室長
菊 地 哲 也	神奈川県弁護士会 法律事務所インテグリティ
塩 崎 一 昌	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長
土 屋 恵 美 子	南区生活支援センター 施設長
豊 田 ま ゆ 美	神奈川県看護協会 洋光台訪問看護ステーション 所長
西 井 華 子	神奈川県精神科病院協会 監事 鶴見西井病院 理事長
長谷川 吉 生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
樋 口 美 佳	神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター 副院長兼看護局長
平 安 良 雄	横浜市立大学 名誉教授
星 野 順 平	横浜市精神障がい者就労支援事業会 事務局長
三 村 圭 美	神奈川県精神神経科診療所協会 副会長 医療法人圭信会 東川島診療所 院長
宮 川 玲 子	横浜市精神障害者家族連合会 理事長
山 口 哲 顕	神奈川県精神科病院協会 副会長 港北病院 院長

令和元年度 横浜市精神保健福祉審議会 事務局名簿

区分	氏名	所属
事務局	古賀 伸子	健康福祉局保健所長（担当理事兼務）
	田畑 和夫	健康福祉局担当理事（保健医療医務監）
	上條 浩	障害福祉部長
	白川 教人	担当理事（こころの健康相談センター長）
	佐渡 美佐子	障害企画課長
	渡辺 文夫	障害福祉課長
	宮嶋 真理子	障害支援課長
	平木 浩司	企画課長
	岩崎 均	医療援助課長
	室山 孝子	保健事業課健康づくり担当課長
	本間 睦	高齢在宅支援課長
	榎本 良平	精神保健福祉推進担当課長（こころの健康相談センター担当課長兼務）
	中村 剛志	障害企画課企画調整係長
	渡辺 弥美	障害企画課共生社会等推進担当
	田辺 興司	障害企画課施策推進担当係長
	岡田 由起子	障害企画課制度担当係長
	壺井 亜希子	障害企画課精神保健福祉係長
	岩田 純子	障害企画課依存症等対策担当係長
	今野友香里	障害企画課担当係長
	奈良 茜	障害企画課就労支援係長
	石川 裕	障害福祉課生活支援係長
	福井 寛	障害福祉課移動支援係長
	吉原 祥子	障害福祉課地域活動支援係長
	工藤 岳	障害福祉課担当係長
	飯塚 健介	障害福祉課事業者育成担当係長
	川上 俊輔	障害福祉課担当係長
	今井 智子	障害支援課障害支援係長
	赤池 洋一	障害支援課整備推進担当係長
	黒米 建一	障害支援課在宅支援係長
	品田 和紀	障害支援課事業支援係長
	松浦 拓郎	障害支援課担当係長
	米田 一貴	障害支援課担当係長
	山崎 三七子	こころの健康相談センター相談援助係長
	岩垂 英明	こころの健康相談センター担当係長
	三小田 晃児	こころの健康相談センター救急医療係長
	石井 正則	企画課企画係長
勝倉 大輔	医療援助課福祉医療係長	
栗原 明日香	健事業課健康づくり担当係長	
佐藤 修	高齢在宅支援課認知症等担当係長	
本間 明	医療政策課長	
山寄 信也	医療政策課担当係長	

「第 4 期横浜市障害者プラン」の策定について

1 趣旨

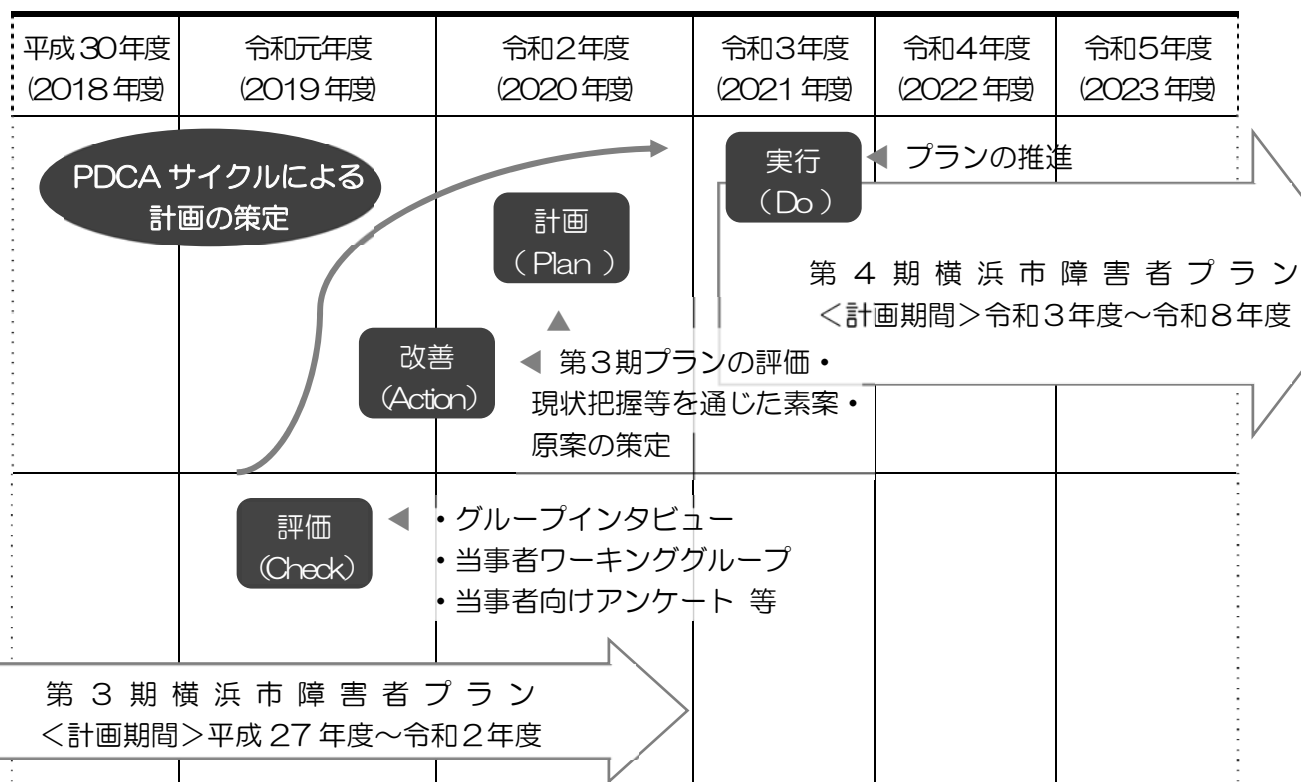
「第 4 期横浜市障害者プラン」の策定に向け、令和元年度に予定する取組を次の通り報告します。

2 令和元年度に予定する取組

第 4 期横浜市障害者プランの策定に当たっては、「PDCA サイクル」に基づき、第 3 期横浜市障害者プラン等に対する「評価 (Check)」を行い、そのうえで、「改善 (Action)」「計画策定 (Plan)」に繋げ、令和 3 年度からの計画推進 (=「行動 (Do)」) を目指します。

令和元年度は主に、「評価 (Check)」を中心に進め、「障害者関係団体等へのグループインタビュー」「当事者ワーキンググループ」「当事者向けアンケート」等を実施し、第 3 期横浜市障害者プランを中心とした本市障害福祉施策全般に関する評価・現状把握を行います。

【参考】PDCA サイクルによる計画の策定



(1) 障害者関係団体等へのグループインタビューについて

6 月から 9 月にかけて、当事者や家族、障害関係団体等に対して、現状やニーズを把握するためのインタビューを行います。

- ・ 実施予定回数：約 45 回

＜内訳＞当事者：約 20 回、家族：約 20 回、支援者：約 5 回

(2) 当事者ワーキンググループについて

7月から8月にかけて、日々の生活で感じている「困りごと」や、その「解決方法」、その他本市障害福祉施策に対して感じていること等について、当事者同士で意見交換や検討を行うワーキンググループを開催します。

- ・ 予定回数：計5回開催
- ・ 参加者：1回あたり、各障害（身体障害・知的障害・精神障害）6名程度、全体で18名程度を予定。

(3) 当事者向けアンケートについて

12月頃に、本市の各障害者手帳所持者の10%程度（約17,000人）の方たちに対して、無作為抽出によるアンケートを実施します。

なお、質問項目については、グループインタビューや当事者ワーキンググループで頂戴した御意見等を参考にしながら設定します。

3 今後の予定

【令和元年度（2019年度）】

- 6月～9月 … 障害者関係団体等へのグループインタビューの実施
- 7月～8月 … 当事者ワーキングの実施
- 12月頃 … 当事者向けアンケートの実施
- 3月頃 … 素案（骨子を含む）の策定開始

【令和2年度（2020年度）】

- 9月頃 … 素案に対するパブリックコメントの実施
- 12月頃 … 原案策定
- 3月頃 … 「第4期横浜市障害者プラン」確定

【参考】第4期横浜市障害者プランの概要

- 計画期間：令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）まで。
- 位置付け：第3期横浜市障害者プランと同様、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の3つの法定計画を一体的に策定。

第4期横浜市障害者プラン					
令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者計画（＝施策の方向性及び個別の事業等を定める計画）					
障害福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画）			障害福祉計画		
障害児福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画）			障害児福祉計画		

見直し

精神障害者生活支援センター利用者の皆様

横浜市健康福祉局障害支援課長 宮嶋 真理子

横浜市精神障害者生活支援センター
機能標準化モデル事業の全区実施について（連絡）

本市では、各区に1館設置している精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）のA型9区とB型9区の開館日・開館時間等の標準化に向け、平成30年度から、A型2区（鶴見、磯子）、B型2区（南、青葉）のセンターでモデル事業を実施し、外部の有識者や関係機関等を交えた課題検討委員会等で検証を行ってきました。

課題検討委員会では、以前と比べて職員体制が厚くなったことにより、居宅等への訪問相談支援件数や通院等の同行支援件数が大きく増加するなど支援の充実が確認された一方、増加する利用ニーズに十分に対応していくためには日中の支援体制の更なる強化が必要であることも確認されました。

そのため、今年度は、試行的に全区のセンターで新たな基準に基づき運営することとし、その効果検証を行っていきますので、ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 新たな基準（全センター統一）

職 員 数	施設長1名、常勤職員5名、非常勤職員4名（アルバイト除く）
開 館 日	週6日（年末年始12月29日から1月3日までを除く）
開 館 時 間	週6日のうち5日：11時間／1日 週6日のうち1日：8時間／1日
居 場 所 提 供	開館時間が11時間の日：9時間／1日 開館時間が8時間の日：6時間／1日
電 話 相 談	7時間／1日
問 合 せ 等	開館時間と同じ

※各センターの休館日及び開館時間の詳細は、別紙参照。

2 新たな基準でのモデル実施期間

令和元年7月1日から令和2年3月31日まで（予定）

3 その他

- ・モデル事業実施にあたっては、各センターで説明会を実施します。（日程は各センターから別途通知）
- ・入浴、食事提供サービス等その他詳細については、各センターにお問い合わせください。

【事業全般に関するお問合せ先】

健康福祉局障害支援課在宅支援係 黒米、夫津木

電話 671-3821

令和元年度機能標準化モデル事業
各区精神障害者生活支援センター開館時間等一覧

【各区センター開館時間等一覧】

		令和元年7月1日から令和2年3月31日まで（予定）				
		休館日 （※）	開館日	開館時間	居場所提供	電話相談
A型	神奈川区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	10:00～12:00、14:00～19:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	10:00～17:00
	栄区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	11:00～13:30、14:30～19:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	9:00～13:30、14:30～17:00
	港南区	水曜日	月火木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	10:00～12:00、14:00～19:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	9:00～16:00
	保土ヶ谷区	金曜日	月火水木日	9:00～20:00	10:30～19:30	10:00～12:00、13:00～18:00
			土	9:00～17:00	10:30～16:30	10:00～17:00
	緑区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	10:00～13:00、14:00～18:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	9:30～16:30
磯子区	日曜日	月水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	10:00～13:00、14:00～18:00	
		火	9:00～17:00	11:00～17:00	10:00～17:00	
港北区	火曜日	月水木金土	9:00～20:00	10:30～19:30	10:00～13:00、14:00～18:00	
		日	9:00～17:00	10:30～16:30	10:00～17:00	
鶴見区	日曜日	月火水木金	9:00～20:00	10:30～19:30	10:00～12:00、14:00～19:00	
		土	9:00～17:00	10:00～16:00	9:00～16:00	
中区	木曜日	月火水金土	9:00～20:00	10:30～19:30	10:00～13:00、15:00～19:00	
		日	9:00～17:00	10:30～16:30	10:00～17:00	
B型	旭区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	9:30～11:30、12:00～17:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	9:30～16:30
	金沢区 開始日:7月30日	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	9:00～18:00	9:00～16:00
			日	9:00～17:00	9:00～15:00	9:00～16:00
	泉区	日曜日	月火水木金	9:00～20:00	9:00～18:00	10:00～17:00
			土	9:00～17:00	10:00～16:00	10:00～17:00
	南区	木曜日	月火水金	9:00～20:00	11:00～20:00	12:00～13:00、13:30～19:30
			土祝	9:00～20:00	9:30～18:30	9:30～13:00、13:30～17:00
			日	9:00～17:00	9:30～15:30	9:30～13:00、13:30～17:00
	都筑区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	9:00～18:00	9:00～16:00
			日	9:00～17:00	9:00～15:00	9:00～16:00
	青葉区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	10:00～17:00
			日	9:00～17:00	10:00～16:00	10:00～17:00
西区	日曜日	月火水木金	9:00～20:00	9:30～18:30	10:00～17:00	
		土	9:00～17:00	9:30～15:30	10:00～17:00	
戸塚区	月曜日	火水木金土	9:00～20:00	10:00～19:00	12:00～19:00	
		日	9:00～17:00	10:00～16:00	10:00～17:00	
瀬谷区	日曜日	火水木金土	9:00～20:00	9:15～18:15	9:30～16:30	
		月	9:00～17:00	9:15～15:15	9:30～16:30	

※休館日…上記に加えて年末年始（12月29日から1月3日まで）休館

平成 30 年度 精神障害者生活支援センター機能標準化モデル事業中間報告書【概要版】

各区に 1 館設置している精神障害者生活支援センターの A 型と B 型のサービスの標準化に向け、平成 30 年度に A 型 2 区、B 型 2 区で「機能標準化モデル事業」を実施し、当事者や家族、有識者及び区福祉保健センター等を交えた課題検討委員会でモデル事業の効果検証を行いました。

課題検討委員会では、以前と比べて職員体制が厚くなったことにより、居宅等への訪問相談支援件数や通院等の同行支援件数が大きく増加するなど支援の充実が確認された一方、増加する利用ニーズに十分に対応していくためには、日中の支援体制の更なる強化が必要であることも確認されました。

1 現状・課題

指定管理方式である A 型（9 区）と補助金方式である B 型（9 区）で、職員数や開館日・開館時間などが異なることから、利用できるサービスに区間格差が生じていることが長年の課題となっており、利用者や家族、区や関係機関等から毎年のように是正が求められていました。

また、利用対象者数の増加や、精神症状の悪化により引きこもっている人などへの訪問相談支援ニーズの増加など、生活支援センターに求められる役割が拡大しており、日中の支援体制の強化の必要性がより一層高まっています。

こうした状況に加え、国が「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の整備を求めており、本市は生活支援センターをその中核に位置付ける方針のため、特に相談支援機能をはじめとした日中の支援体制の強化は喫緊の課題となっています。

2 平成 30 年度の取り組み（平成 30 年度モデル事業）

B 型の増員（常勤 1、非常勤 1）及び開館日・開館時間の拡充（週 6 日、1 日 10 時間）により、機能強化によるモデルを 2 区（南区・青葉区）で実施しました。

また、A 型についても、現在の運営や利用状況を踏まえ、まずは試行的に 2 区（鶴見区・磯子区）で休館日を月 1 回から週 1 回にしました。

【現状の開館日・開館時間等】

	A 型（9 区）	B 型（9 区）
職員体制	施設長 1、常勤 5、非常勤 4	施設長 1、常勤 4、非常勤 3
開館日数 / 1 年	353 日（月 1 日休館）	約 253 日（週 2 日 + 年末年始等休館）
開館時間 / 1 日	12 時間	約 7.5 時間
居場所提供時間 / 1 日	12 時間	約 7.5 時間
一般電話相談時間 / 1 日	9 時間	約 7 時間
年間開館時間	4,236 時間	約 1,898 時間

※A 型：神奈川、栄、港南、保土ヶ谷、緑、磯子、港北、鶴見、中

B 型：旭、金沢、泉、南、都筑、青葉、西、戸塚、瀬谷

【30 年度モデル事業の開館日・開館時間等】

	A 型（2 区：鶴見区、磯子区）	B 型（2 区：南区、青葉区）
職員体制	施設長 1、常勤 5、非常勤 4	
開館日数 / 1 年	307 日（週 1 日 + 年末年始 12/29～1/3 休館）	
開館時間 / 1 日	12 時間	10 時間
居場所提供時間 / 1 日	10 時間	8 時間
一般電話相談時間 / 1 日	7 時間	
年間開館時間	3,684 時間	3,070 時間

3 平成 30 年度モデル事業の検証結果

(1) モデル事業の効果（中間報告書 P. 27～28 参照）

ア A型（鶴見区、磯子区）

- ・休館日を月 1 日から週 1 日にしたことで、日中の職員体制が約 1 名分厚くなり、訪問相談支援やカウンセリング等の実施がしやすく、複数対応も行いやすい体制となった。
- ・モデルを実施した 10 か月間で、訪問相談件数が前年度の同期間と比較して 2 区平均 1.8 倍（+582 件）に増加した。

イ B型（南区、青葉区）

- ・職員 2 名（常勤職員 1 名、非常勤職員 1 名）の増員を行い、A型と同様の職員体制とするともに、それに伴う開館日・開館時間の拡充により、相談支援体制が大幅に強化された。
- ・モデルを実施した 10 か月間で、訪問相談件数が前年度の同期間と比較して 2 区平均 1.4 倍（+176 件）に増加した。

(2) 平成 30 年度モデル事業の課題（中間報告書 P. 28 参照）

- ・現行モデルの開館時間では、A型とB型の区間格差は縮減したものの、依然として 2 時間の差がある。（A型 12 時間、B型 10 時間）
- ・週 1 日休館にしたことにより、A型はシフトがやや厚くなったものの、開館 12 時間では依然として日中の相談ニーズに十分対応できるだけのシフトは組めない。
- ・早朝や夜間については利用者数が少ないことから、利用者数の多い日中に職員体制がより厚くなるような開館時間の設定が必要である。
- ・休館日を平日に設定したことにより、区役所や病院との調整や会議など関係機関との連携が取りづらくなった。休館日については、関係機関との連携を見据えて、引き続き検討していく必要がある。

4 令和元年度の取組

課題検討委員会の意見を踏まえて、令和元年度は試行的に全区の生活支援センターで新たな基準で運営を行い、効果検証等を行っていきます。

【令和元年 7 月以降の新たな基準】

	A 型（9 区）	B 型（9 区）
職 員 体 制	施設長 1、常勤 5、非常勤 4	
開 館 日 数 / 1 年	307 日（週 1 日 + 年末年始 12/29～1/3 休館）	
開 館 時 間 / 1 日	週 5 日 11 時間（9:00～20:00） 週 1 日 8 時間（9:00～17:00）	
居 場 所 提 供 時 間 / 1 日	週 5 日 9 時間 週 1 日 6 時間	
	一般電話相談時間 / 1 日 7 時間	
年 間 開 館 時 間	3,213 時間	

※ 休館曜日は、原則、平日の中から地域の実情に合わせて設定します。ただし、一部の生活支援センターで試行的に日曜日を休館とし、令和元年度も引き続き、効果や課題について検証します。

※ 休館日であっても、一部の事業で緊急対応（電話・訪問）は行います。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた モデル区の選定と取組実施について

1 趣旨

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、各区の自立支援協議会の部会に協議の場を設置し、関係機関同士の連携を図るとともに、地域の課題解決を図るための目標設定・取組をモデル的に実施します。

モデル区における地域性を活かした取組手法については、各区と共有化し令和2年度全区展開に向けた準備を進めていきます。

2 対象区

各方面（ブロック別）に4区を設定しました
（神奈川区、保土ヶ谷区、港北区、栄区）

3 モデル区における協議の場について

(1) 設置について

区福祉保健センター・精神障害者生活支援センターを核として、基幹相談支援センターが参画し、事務局会議（準備）を開催します。その後、必要な関係機関に参画を依頼し、協議の場を設置していきます。自立支援協議会において、既に活用できる部会がある場合には代用可能です。

(2) 開催について

協議の場は月1回を標準開催とします。自立支援協議会部会への報告体制が担保される場合には、既存の会議等の一部を協議の場として活用することも可能です。

4 健康福祉局との連携について

令和2年度の全区展開に向けた取組手法を構築していく必要性から、モデル区に対し、精神科入院患者データや ReMHRAD(地域精神保健福祉資源分析データベース)等の活用方法の支援を行っていきます。

また、モデル区同士の報告会（年2回程度）で取組手法の共有の機会や、ブロック単位での情報共有を行うなど取組に対する支援を重点的に行います。

5 モデル区における令和1年度の達成目標

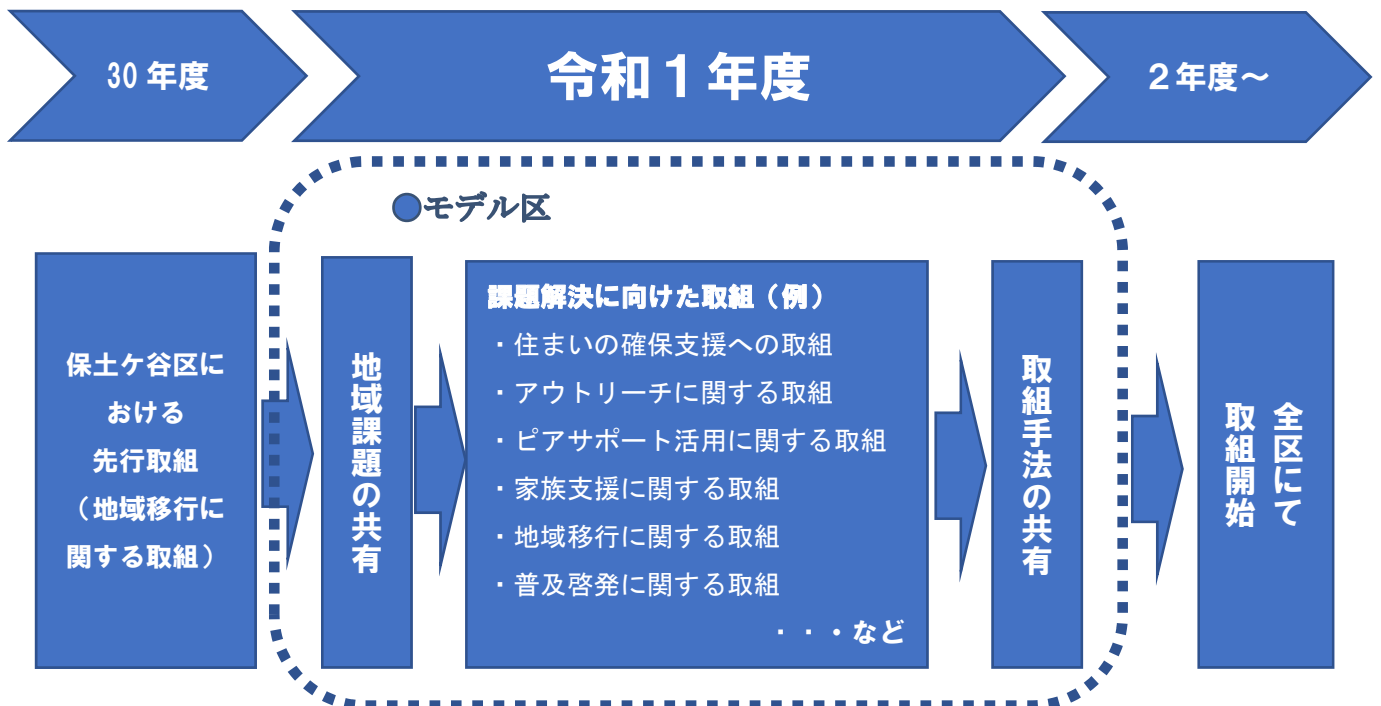
- ・協議の場で共有した課題の解決に向けて、目標、年度取組計画、スケジュール、関係者間で役割を決定します。
- ・年度取組計画を基本に取組をすすめ、評価（取組の振り返り）を行います。

6 メリット

「入院医療中心から地域生活中心へ」「地域で安心して暮らしていけるように」という、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの理念は、これまでも個別支援の中で実践されてきました。今回、地域包括ケアシステムの考え方が明確に共有化されることにより、関係者が共通の課題意識をもって一体的な地域支援体制づくりへの取組を進めていくことができます。

- ①MSWや関係機関が個別支援の中で感覚的に把握していたニーズや課題について、データを活用することで客観的にとらえることができます。
- ②関係機関に参画を求めるに際し、国全体の考え方を示せるとともに、①で得られた客観的なニーズや課題を活用して依頼していくことができます。
- ③連携を強化した取組を進めることで、関係機関がより顔の見える関係となり、これまで活用しきれなかった既存の資源や仕組みの有効活用ができるなど、個別支援における選択肢の充実が期待できます。

横浜市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 全区展開に向けた取組スケジュール



横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業の開始について（報告）

横浜市の依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援するために、補助金を交付する事業を開始しました。

1 事業の概要

アルコール関連問題、薬物依存症及びギャンブル等依存症を抱える当事者が、健康的な生活を営むことができるよう、「横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業 補助金交付要綱」を令和元年7月23日に制定し、募集を行いました。この事業は、厚生労働省の地域生活支援促進事業実施要綱に基づき、実施するものです。今後、審査を経て、補助金交付を行います。

2 補助事業の対象となる団体

活動拠点（団体の活動を行うエリア）が横浜市内にあり、横浜市のアルコール関連問題、薬物依存症及びギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体を対象としています。

3 補助対象期間、募集期間

今年度は、補助事業の対象期間を令和元年10月から令和2年3月までとし、8月13日から8月30日まで募集を行いました。今後、審査を行い、9月中に交付決定をする予定です。今後は、年度ごとに公募・選考を予定しています。

4 補助対象事業・補助額

依存症に関する問題の改善に取り組む、以下の4つの活動を行う事業を補助対象とし、事業費のうち、補助上限額内で、指定の経費の1/2の補助を行います。

令和元年度については、下半期の活動を対象とするため、補助限度額は、交付要綱に定める金額（下記記載）の1/2としています。

補助対象となる活動	補助限度額	活動内容	
ミーティング活動	20万円/年	依存症を抱える者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金 ・謝金 ・需用費 ・役員費 ・委託料 ・使用料 ・その他、市長が必要と認めた経費
普及啓発活動	20万円/年	依存症関連問題に関する普及啓発活動	
相談活動	80万円/年	依存症関連問題に関する相談対応活動	
団体相談支援活動	30万円/年	他の団体の依存症関連問題の相談を受ける活動	

精神障害者保健福祉手帳の郵送申請開始について

各区の福祉保健センター窓口で申請を受け付けている精神障害者保健福祉手帳について、利便性の向上を図るため、10月から事務処理センターを設置し、郵送での申請受付及び電話での問い合わせ対応を開始します。(手帳の交付については、従来どおり区役所で行います。)

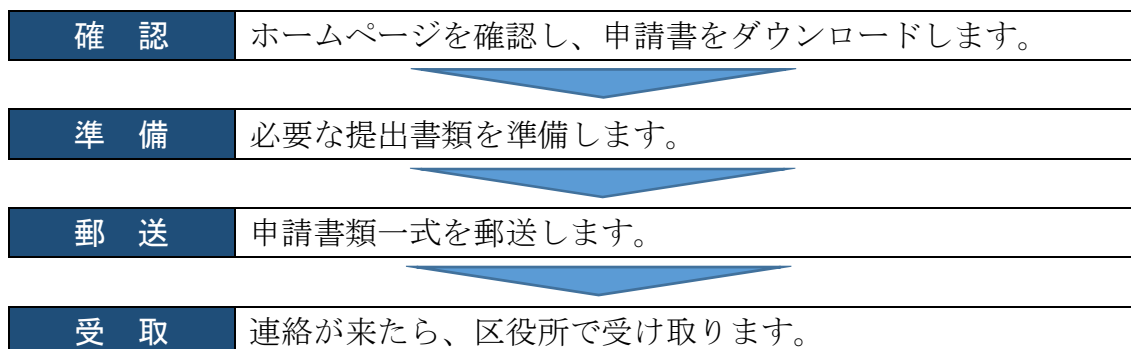
1 開始時期

令和元年 10 月 1 日 (火)

2 郵送受付窓口

現在設置している精神通院医療事務処理センターの機能を拡充し、精神通院医療・手帳事務処理センターを委託により設置します。

3 申請の流れ (詳細は別紙参照)



※ 自立支援医療（精神通院医療）はこれまでと同じく郵送申請が可能です。

4 周知方法

広報よこはまやホームページでの周知のほか、各区役所や生活支援センター、医療機関におけるポスター掲示やチラシの配架を通じて、周知を図ってまいります。

【参考】精神障害者保健福祉手帳に関するデータ

所持者数（平成 31 年 3 月 31 日現在）	36,901 人
交付者数（平成 30 年度）	19,850 人

別紙あり

令和元年10月から

精神障害者保健福祉手帳が 郵送申請できるようになります!

これまで精神障害者保健福祉手帳の申請手続きは区役所窓口でのみ受け付けていましたが、郵送でも行うことができるようになります。

ぜひご活用ください。

※精神障害者保健福祉手帳の交付(お渡し)は、従来通り区役所窓口でのみ行います。
※精神通院医療・手帳事務処理センターでは、直接来庁された方の申請は受け付けておりません。

自立支援医療(精神通院医療) + 精神障害者保健福祉手帳 >>> 郵送での同時申請も可能になります!



《申請の流れ》

1 ホームページを確認

ホームページから申請書をダウンロードできます。ホームページを見られない場合は、ポスター下部に掲載しているこころの健康相談センターにお問い合わせください。



横浜市 精神 手帳 検索

2 必要な提出書類を準備

郵送申請に必要な提出書類は、ホームページに詳しく記載しておりますので、ご確認ください。



3 切手を貼った封筒で、申請書類を送付

郵送による申請の適用日(開始日)は、精神通院医療・手帳事務処理センターでの受付日となります(郵便の差出日ではありません)。日数に余裕を持って申請してください。



送付先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1
横浜市健康福祉局 精神通院医療・手帳事務処理センター 宛

令和元年10月から
受付開始します

お問い合わせ 横浜市健康福祉局 こころの健康相談センター

☎045-671-4455 FAX 045-662-3525 受付時間/9:00~17:00 (土日祝日・休日・年末年始を除く)

障害者手帳のカード化について

平成 31 年 4 月 1 日付で、身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 48 号）が施行されたことに伴い、障害者手帳がカード化できることになりました。

本市においても、この省令を踏まえて、今後、当事者の方々から意見を伺いながら、実施に向けた検討を進めていきます。

1 手帳の様式

- (1) 省令の改正を踏まえた紙の様式と、新たにカードの様式を例示。
- (2) 当事者が希望する場合はカードでの交付も可能とする。

2 カードの仕様

- (1) プラスティック等の耐久性のある材料を用いること。
- (2) 潜像、特殊形状スクリーン、パールインキ等の偽造防止対策を施すこと。
- (3) 備考欄及び有効期限の更新は、手書きでの記載や押印が可能な加工を施すこと。
- (4) カードの縁に切り欠きを入れる、点字シールを貼るなど、視覚障害者が触ってわかるような仕様とすること。

<カードのイメージ（国資料より抜粋）>

精神障害者保健福祉手帳

(表)

身体障害者手帳

(表)

(裏)

(裏)

【参考】障害者手帳の所持者数（平成 31 年 3 月 31 日時点）

身体障害者手帳	療育手帳（愛の手帳）	精神障害者保健福祉手帳
99,515 名	30,822 名	36,901 名

横浜市立大学附属市民総合医療センターからの 指定病院の指定を維持した上での病床削減の申し出について

1 趣旨

措置入院患者の入院は、厚生労働大臣の定める基準に適合し、横浜市が指定した指定病院であることが必要です。このたび、横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下、市大センター病院という）から、急性期・準急性期の精神疾患及び身体合併の早期治療、早期退院を拡充し、地域の医療需要と市民の受け入れを拡充するために、6床室3室の床数を減らし、指定病院の基準（50床）を下回りながらも、「ただし書き」の適用により指定病院の指定を維持しつづけたいと、申し出がありました。

<全体>	50床 → 42床 (▲8床)
<内訳>	A室 6床 → 個室X、個室Y
	B室 6床 → 4床
	C室 6床 → 4床

2 対応について

市大センター病院は、基幹病院として、また、総合病院そして大学病院として、措置入院患者をはじめとした精神症状の重症度が高い患者や身体合併症の患者の受け入れが求められています。現在の6床室を個室や4床室にすることは、市大センター病院が対象とすべき患者に、これまで以上に対応できるとともに、病床管理の弾力的な運用が可能となり、需要にも応じることができます。このため、「ただし書き」の身体合併症の措置入院患者の受け入れに資すると認められます。

しかし、病床数が8床減るため、柔軟な病床管理とともに早期退院・早期転院に取り組み、需要への対応を行っていくと聞いていますが、将来的に需要に対して影響がでないかについては不明瞭な面は否めません。

そこで、将来的な需要への対応や他病院への影響を踏まえ、条件を設けたうえで「休床」として一定期間の運用を行い、「ただし書き」の適用について問題がないか検証を行います。

《条件案》

- ・措置診察の受け入れや身体合併症のある措置入院者の受け入れ（身体合併症転院事業の受け入れ）を断らないこと。
 - ・需要に対し病床数を削減したことを理由に断らないこと。
- 一定期間条件を満たした場合、病床数の削減し「ただし書き」を適用することを認めます。

3 今後の調整について

市大センター病院と条件案や休床期間・方法等について確認し、引き続き調整を行っていきます。

○ 法第19条の8

都道府県知事は、国、都道府県・・・が設立した・・・精神科病院であって厚生労働大臣の定める基準に適合するもの・・・を、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設（以下「指定病院」という。）として指定することができる。

○ 『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準』

(平成8年3月21日)(厚生省告示第九十号)

※平成20年3月27日厚生労働省告示第131号による改正現在

二 精神病床の数が五十床以上であること。ただし、措置入院者に対して精神障害の医療以外の医療を提供するための十分な病院であって二十床以上の精神病床を有するものについては、地域において指定する必要があると認められる場合は、この限りではない。

精神保健福祉対策事業について

平成 30 年度 精神保健福祉対策事業実績

1 こころの健康相談センター事業

(1) 技術支援・協力

福祉保健センター及び関係機関に対し、技術支援・協力を行いました。

	区福祉保健センター支援	関係機関支援
相談延べ件数	76件	42件

(2) 精神保健福祉相談

① こころの電話相談(平日夜間・休日、365日・21時30分まで受付)

相談実件数	2,374件
相談延べ件数	6,836件

② その他

このほか、平日昼間に、電話相談および面接相談を行いました。

電話相談延べ件数	2,375件
面接相談延べ件数	449件

※依存症個別相談件数を除く

(3) 教育研修

福祉保健センター等の職員に対して、研修を行いました。

また、他機関の依頼により、当センターの職員を講師として派遣しました。

主催・共催研修	24回
他機関主催研修(講師派遣)	18回

(4) 普及啓発

広報印刷物を発行により普及啓発を行いました。

広報印刷物の発行(新規)	1回
--------------	----

(5) 調査研究・学会発表

資料の収集等とおし、地域精神保健福祉活動の実態を把握し、関係機関等に情報の提供等を行いました。また、学会や誌面における発表を行いました。

2 依存症対策事業

(1) 依存症個別相談（こころの健康相談センター依存症専門相談）

種別	実件数					延件数				
	合計	本人	家族	関係機関	その他	合計	本人	家族	関係機関	その他
アルコール	285	90	151	13	31	434	188	192	22	32
薬物	93	30	45	9	9	120	40	58	13	9
ギャンブル	133	42	82	5	4	181	76	94	7	4
ネット・ゲーム	25	5	20	0	0	31	6	25	0	0
その他	73	32	32	5	4	123	57	57	5	4
合計	609	199	330	32	48	889	367	426	47	49

(2) 依存症回復プログラム WAI-Y

1クール8回のプログラムを年3回実施(合計24回)以下は、その合計人数

種別	実人数	延人数
アルコール	13	88
薬物	5	30
ギャンブル	3	31
ネット・ゲーム	0	0
その他	3	17
合計	24	166

(3) 依存症家族教室

月1回(4・12月休会)、その他、モデルプログラムを3回試行実施。

以下は、その合計人数

種別	参加者	うち新規
アルコール	87	26
薬物	18	10
ギャンブル	48	13
ネット・ゲーム	2	2
その他	14	5
合計	169	56

3 精神医療適正化対策事業

(1) 精神医療審査会

市内の精神科病院から提出される医療保護入院者の入院届・定期病状報告、措置入院者の定期病状報告、及び入院患者等からの退院・処遇の改善請求について、入院又は処遇の適否の審査を行う精神医療審査会を運営しました。

① 精神医療審査会の開催

医療委員3名、法律家委員1名及び有識者委員1名で構成する合議体による審査会を定期的に行いました。

年間45回	第1合議体	毎月1回	第1木曜日
	第2合議体	毎月1回	第2木曜日
	第3合議体	毎月1回	第3木曜日
	第4合議体	毎月1回	第4木曜日

② 審査結果

ア 書類審査

精神科病院から提出された報告書等について、入院の要否を審査しました。

	審 査	審査結果		
		適 当	移 行	不 要
医療保護入院届	4,525	4,522	3	0
医療保護定期病状報告	1,655	1,655	0	0
措置定期病状報告	8	8	0	0
合 計	6,188	6,185	3	0

(件)

適当:現在の入院形態での入院が適当と認められる。

移行:他の入院形態への移行が適当と認められる。

不要:入院の継続の必要は認められない。

イ 退院又は処遇改善請求審査

委員が病院に出向き、請求者、病院管理者、入院患者及び保護者に対し意見を聴き、入院の要否又は処遇の適否について審査しました。

	審 査	審 査 結 果					(件)
		適 当	移 行	不 要	不 適 当	そ の 他	
退 院 請 求	85	84	0	0	1	0	
処遇改善請求	26(18)	23(17)	-	-	3(1)	0	
合 計	111(18)	107(17)	0	0	4(1)	0	

* 括弧内の数字は退院請求との重複請求

適当: 引き続き現在の入院形態での入院が適当又は処遇は適当と認められる。

移行: 他の入院形態への移行が適当と認められる。

不要: 入院の継続の必要は認められない。

不適當: 処遇は適当と認められない。

その他: 退院の請求は認めないが、処遇について適当ではない。

(2) 精神科病院実地指導等

① 精神科病院等実地指導(精神保健福祉法第38条の6)

市内の精神科病床を持つ全病院に対し、入院患者の処遇、定床数の遵守や人員配置、施設・設備の管理、入院者の届出事務等について実地に調査し、入院患者の人権に配慮した適正な医療が確保されるよう指導しています。

② 入院患者実地審査(精神保健福祉法第38条の6)

入院後3か月(及び必要に応じ1年)を経過した横浜市の措置入院者全員、及び横浜市内の精神科病院等に入院している入院患者の一部を対象に、本市の依頼した精神保健指定医が、入院の要否と処遇の適否について審査しています。

平成30年度実施者数	53人(措置6人、医療保護47人)
------------	-------------------

4 医療費公費負担事業

(1) 自立支援医療(精神通院)

精神障害の治療のために要した通院医療費の一部を公費で負担しています。

対 象 者 数	支 払 総 額
62,023 人	7,910,481,073円

(2) 措置入院医療費(30年度実績)

市長の命令により措置入院した患者の入院医療費を公費負担しています。

対象者数	支払総額
1,047人	264,659,404円

(3) 重度障害者医療費助成(30年度実績)

重度の障害のある方が、医療機関にかかった時の保険診療の一部負担金を助成しています。

対象者数	支払総額
2,256人	223,104,844円

※対象者数及び支払総額は精神障害者にかかる実績です。

5 精神障害者保健福祉手帳

精神障害の状態を証する手段となる手帳を交付して、手帳所持者に対する各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

(1) 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

自立支援医療(障害者総合支援法第52条)及び精神障害者保健福祉手帳交付(精神保健福祉法45条)申請に伴う判定業務を行いました。

① 意見聴取の開催

嘱託医師(精神保健指定医)から意見を聴取し、センター長が判定を行いました。

年間24回	毎月2回	第2水曜日、第4火曜日
-------	------	-------------

② 自立支援医療(精神通院医療)の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、公費負担医療の適否を判定しました。

判定件数	判定結果
31,316件	(承認) 31,293件

③ 精神保健福祉手帳の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、手帳交付の可否及び障害等級を判定しました。

判定件数	判定結果	
12,823件	(1 級)	1,173件
	(2 級)	5,617件
	(3 級)	5,961件
	(不承認)	72件

(2) 平成30年度手帳所持者数(平成31年3月末) (人)

総 計	1 級	2 級	3 級
36,901	3,673	20,731	12,497

(3) 平成30年度新規交付者数 4,256件

6 精神障害者入院医療援護金助成事業

市民税所得割額104,400円以下の世帯で同一病院につき20日以上入院した場合に、1か月につき1万円を助成しています。(30年度実績)

対象者数	助成件数	支払総額
2,485人	17,208件	179,325,500円

7 精神科救急医療対策事業

精神保健福祉法に基づく通報等に対して診察、移送及び入院措置を行う三次救急、救急医療相談に対して入院対応可能な医療機関紹介を行う二次救急及び外来診療を行う医療機関紹介を行う初期救急を実施するための精神科救急医療体制を運営しています。

(1) 三次救急等

ア 通報等の実績(件数)

- 22条(一般人の申請)
- 23条(警察官の通報)
- 24条(検察官の通報)
- 25条(保護観察所長の通報)
- 26条(矯正施設の長の通報)
- 26条の2(精神病院の管理者の届出)
- 26条の3(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報)
- 27条2項(市長の職権による診察)
- 34条(医療保護入院のための移送)

(件)

	申請 届出	診 察 不実施	診 察 件 数 及 び 診 察 結 果 内 訳						
			措置	緊急 措置	医療 保護	任意 入院	通院 診療	医療 不要	
22 条	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 条	781(※1)	274	507	371	38	23	3	69	3
24 条	44	15	29	25	0	2	0	2	0
25 条	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 条	156	153	3	3	0	0	0	0	0
26条の2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26条の3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27条2項	1	0	1	0	0	1	0	0	0
34条			0	0	0	0	0	0	0
合 計	982	442	540	399	38	26	3	71	3

※1 23条:前年度からの持越し1件、次年度へ持ち越し1件

イ 警察官通報への夜間・休日・深夜対応

病院名	救急病床数
県立精神医療センター	16床
北里大学東病院	3床
横浜市大センター病院	3床(+3床)
川崎市立川崎病院	2床
昭和大学横浜市北部病院	3床(+3床)
横浜市立みなと赤十字病院	3床
済生会横浜市東部病院	3床

合計 7病院 33床(+6床)()内は横浜市民専用病床

ウ 市民専用病床 実績

年度	病院名	入院者数	入院者数内訳		
			警察官通報等経由 (ハード救急)	精神科救急情報窓口 (ソフト救急)	その他 (区役所等)
平成30年度	市大センター病院(3床)	26名	21名	5名	0名
	北部病院(3床)	20名	19名	1名	0名

エ 夜間・休日・深夜の警察官通報の状況 (件)

	通報件数	診察 不実施	診察件数及び診察結果内訳						
			措置 入院	緊急措 置入院	医療 保護	任意 入院	通院 診療	医療 不要	
夜間	231	76	135	103	12	5	1	14	0
休日	97	26	65	40	12	3	0	10	0
深夜	240	98	195	149	14	3	1	26	2

* 通報件数は受理した時間帯、診察件数は実施した時間帯で計上しているため、
通報件数と診察不実施及び実施の件数の合計が異なる場合があります。

(2) 二次救急

相談件数(市民)	3,556件
うち病院紹介件数等	235件

(3) 初期救急

平成16年10月から土曜午後と休日昼間に初期救急医療事業を実施しています。

	実施日数	依頼件数	診察件数
平成30年度	121日	139件	54件

8 措置入院者退院後支援事業

(1) 措置入院者退院後支援実施状況(平成 30 年 4 月～3 月末現在)

本市措置	4 縣市引き継ぎ (同意有り)	同意有り	同意なし	対象外・調整 中・その他
437	2	170	153	112

9 自殺対策事業

(1) 区局の取組

ア 普及啓発

講演会開催	10 回(※)	1,458 人
-------	---------	---------

※ 南区、港南区、旭区、金沢区、港北区、青葉区、栄区、瀬谷区、
こころの健康相談センター

イ 人材育成

研修開催	43 回(※)	3,312 人
------	---------	---------

※ 鶴見区、中区、南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、青葉区、都筑区、戸塚区、
栄区、泉区、瀬谷区、青少年相談センター、健康福祉局福祉保健課、
健康福祉局障害企画課、こころの健康相談センター

(2) ゲートキーパー数(自殺対策研修受講者数)

3,312 人 【横浜市中期4か年計画 2018 年度～2021 年度 想定事業量:15,000 人】

(3) 自死遺族支援

自死遺族ホットライン (毎月第1、3水曜日)	23 回	延べ 55 件
自死遺族の集い「そよ風」	12 回	延べ 107 人

(4) 連携会議開催

総合的な自殺対策の推進のため、有識者や各関係団体、庁内関係課との連携会議を開催した。

よこはま自殺対策ネットワーク協議会	2回
横浜市庁内自殺対策連絡会議	2回

(5) 自殺未遂者支援

ア 救命救急センターによる自殺未遂者再発防止事業

自殺未遂者の再企図防止のため、委託先医療機関(救命救急センター)に搬送された自殺企図者 117 名(既遂者を含む)に対して、精神科医や臨床心理士によるケースマネジメント(精神科受領促進・調整、社会資源情報提供、家族支援等)による支援を行いました。

イ 自殺未遂者フォローアップ調査事業

自殺未遂者の再企図防止のため、二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者のうち、本人の同意を得られた者 23 名に対して、委託先医療機関(精神科診療所)によるケースマネジメント(精神科受領促進・調整、社会資源情報提供、家族支援)や一定期間継続したフォローアップを実施しました。

○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日

条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 18 条例 8・旧第 3 条繰下)

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平 23 条例 50・追加)

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平 18 条例 8・旧第 5 条繰下、平 23 条例 50・旧第 6 条繰下)

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平 18 条例 8・旧第 6 条繰下、平 23 条例 50・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正、平 18 条例 8・旧第 7 条繰下、平 23 条例 50・旧第 8 条繰下)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・旧第 8 条繰下、平 23 条例 50・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)
附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。
 - 3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 平成 25 年 4 月 15 日健障企第 726 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成 8 年 3 月横浜市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第 2 条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第 3 条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第 4 条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第 5 条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するとき、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第 6 条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

（1）開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時

（2）出席委員及び欠席委員の氏名

（3）議事日程等

（4）議案に関する議事及び議決の状況

（5）議案及び関係資料

（6）その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで 1 か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとする。ことができる。

（分科会）

第 7 条 条例第 6 条の規定に基づき設置する分科会に副分科会長を置くことができる。副

分科会長は分科会の委員の互選により定める。

- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 条例第6条第2項により会長が指名する分科会の委員には、条例第2条第2項第2号に規定する者のうちから、分科会に必要な精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条に定める精神保健指定医の資格を有するものを含めることが望ましい。
- 4 分科会には、分科会委員のほかに外部委員を置くことができる。

(分科会の開催)

第8条 条例第6条第3項の規定に基づき選ばれた分科会長は、分科会の会務を総括する。

- 2 分科会の議事は、分科会の議決をもって決する。
- 3 分科会の議事内容は、分科会長が障害企画課長に報告する。また、障害企画課長は、分科会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(部会)

第9条 条例第7条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置くことができる。副部会長は部会の委員の互選により定める。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会の開催)

第10条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会の議事内容は、部会長が障害企画課長に報告する。また、障害企画課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第11条 審議会の会議は、公開とする。

- 2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。
- 3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第12条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第13条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第 14 条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第 15 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第 16 条 条例第 8 条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉部長が行う。

(庶務)

第 17 条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

(委任)

第 18 条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会、分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの会の議決を経て、それぞれの長が定める。

附 則

1 この要領は、平成 8 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 12 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 15 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 25 年 4 月 15 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。